

# エコ・グリーンツーリズム および自然学校の活動が 種々の法規制の壁に直面している

NPO法人日本エコツーリズムセンター  
広瀬 敏通

# ある日のエコツアー

バス路線も廃止された中山間地。

ツアーに参加する私は指定された鉄道駅に集合し、5~6人の参加者と合流した。

エコツアーガイドの運転するワゴン車に乗り込み、  
駅から1時間ほどの森に到着。美しい森の精気に触れて  
獣の足跡を追ったり、野鳥の観察を楽しんだ。

再び車に乗り込み、森を出てすぐの蕎麦屋で蕎麦打ち体験してから遅めの昼食になった。

ガイドが清算して、再び出発。

続いて山に入り、軽い巨木トレッキング。

キノコを採取しながら車に戻り、今日の宿となる田舎家に着く。

茅葺の家では家主が囲炉裏端でご馳走を用意しており、  
庭先の畑で採れたての野菜を鍋にしてくれた。

腹がふくれたところで秘蔵のどぶろくをご馳走になり、

家人と共用になっている薪で沸かした五右衛門風呂に入らせてもらった。

昼の疲れもあって床に入ると、虫の音を聞きながら遠い故郷の記憶を思い出した。

翌朝はゆっくりと集落を散策して、マイ箸づくりを楽しんだ後、

村の人が作った蔓細工をおみやげに

ふたたび鉄道駅に送ってもらい、ガイドに別れを告げた。

とても充実した休日だった。

日本の平均的な中山間地での  
こんなエコツアーが違法？！

# 自然学校やエコツアーなどが 直面する法律の壁

## • 行政の縄張りの壁

グリーンツーリズム・ブルーツーリズム  
フォレストツーリズム・アグリツーリズム  
ヘルスツーリズム・ニューツーリズム  
名は違っても地域の受け手は同じ人...

## • 法規制の壁 の例

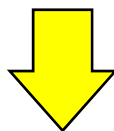
道路運送法 / Door to doorのサービスがエコツアー  
食品衛生法 / もぎたて新鮮野菜などのご馳走  
酒税法 / 農家手作りのどぶろくで歓待される  
消防法 / 伝統家屋での印象的な宿泊体験  
農地法 / 都市住民、定年帰農者、1ターンに農地を  
旅行業法 / ガイド、宿、食事の斡旋を都市と農山村を  
つなぐNPOに  
労働基準法 / サラリーマンとは異なる就労形態

諸外国では当たり前前のツアーの楽しみが...。  
変わりゆく潮流に制度がフィットしていない

# 法規制の壁

## 道路運送法

許可を受けた業者以外は、有償での旅客輸送ができない

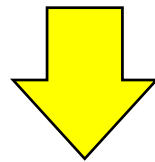


- 自家用ワゴン車でツアーを実施することはできない
- 自家用車による旅客の無料送迎は最短距離に限定される(ex.最寄駅と目的地間)
- 送迎無料と謳ってもツアー費総額に含まれている

# 法規制の壁

## 食品衛生法

必要な施設・設備を整え、営業許可を受けた業者以外は、食品を有償で調理・提供することができない

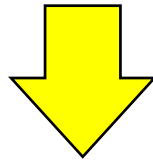


民宿専業ではない農家での、故郷の実家のような過ごし方では、庭先で、採れたての食材を使って調理するのが当たり前・・・だが現行法では、それをプログラムには出来ない。

# 法規制の壁

## 酒税法

酒造免許を持たない者が作ったどぶろくは  
自家用であっても作ることが出来ない。  
「自家用どぶろく」を造って来客をもてなすこ  
とは出来ない。

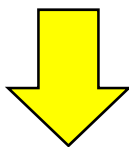


昔から農山村で漬物同様に自家製造されてきたどぶろくは、明治以降、酒税の徴収を確保するために自家用でも禁止された。しかし、現在でも農山村では自家用に少量作る農家が後を絶たない。旅行者にとっては自家用どぶろくでもてなされることは喜びと驚きだが違法となる。

# 法規制の壁

## 消防法

・伝統家屋、茅葺の家で囲炉裏端で飲み、くつろぎ、泊めてもらう体験は、消防法により、家屋の不燃構造改築や、避難口の設置が必要。

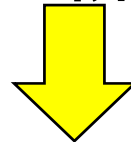


- ・ 民宿専門でない伝統家屋を不燃材などで改築することで伝統性が消滅していく
- ・ 民宿専門ではない農家では改築費用を工面できない

# 法規制の壁

## 農地法

- 農地の取得には、市町村農業委員会または都道府県知事の許可が必要（許可要件は厳しい）
- かつ、新規に農地を取得する場合、最低10a以上の面積での耕作実績が必要



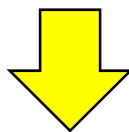
- 庭先農業をしながら田舎で暮らしたい、という人にとってはハードルが高い
- 遊休農地を活用した滞在型市民農園では農機具施設以外は建てられない
- 農地を使った種々の体験交流事業も制約がある



## 法規制の壁

# 旅行業法

登録された旅行業者以外は、ツアーにかかる  
運送・飲食・宿泊の手配を行うことができ  
ない

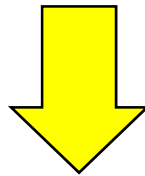


- 地域でエコツーリズムを推進するNPO法人等の活動が制限される(車両による移動や宿泊を伴うツアーをリーズナブルに自前で実施することができない)
- 改正旅行業法でも零細なエコツアー事業者には高いハードル(着地型に沿う第3種でも300万円供託が必要)

# 法規制の壁

## 労働基準法

一日8時間、一週間に40時間を超えて  
労働させてはならない




- ・自然学校のプログラムや、長期にわたるツアーなどでは早朝から深夜までの活動もあり、サラリーマンとは異なる就労形態となる
- ・自然学校・エコツアー業界は一般企業と異なり、収益率が低いうえ、賃金による労使関係よりも働き甲斐、生き甲斐による組織経済で成り立つ

# 《法の不適合》についての論点の提供

## 1・そもそも問題の背景は

- 戦後の各種業界が成立した時期に多く出来た法律(いわゆる業界法)が、現代の社会と不整合を起こして、現状に合わなくなってきた。
- これらの法で想定していなかったNPOや地域の自然学校、エコツーリズムなどが法の想定外の活動スタイルであるために、現行法上、「違法」となってしまう。



したがって、こうした「違法行為」を取り締まり、規制するのか、あるいは不整合を起こしている法律を改正して、現在の社会の流れと整合性をとるのか、という問題である。

## 2・特区・規制緩和は1国2制度では？

- 政府はこれに対して「特区」や「規制緩和」で凌いできたが、そもそもこうした考え方は、国の「法の元に平等」という憲法の考え方からは逸脱する「一国2制度」となる。

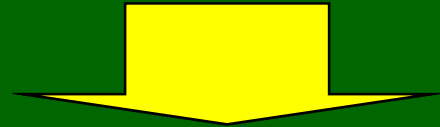


現代日本の過密肥大化する都市生活や都市のガイドラインと、急速に過疎化し、さまざまな制度から落ちこぼれていく地方の生活や、そこでのガイドラインとは、同一にすること自体が無理がある。

したがって、現行では「一国2制度」がやむを得ないと考えることも出来る。

## 3・国民、行政担当者の法の認知度は？

- 日を追って増える各種の法や条例等は、すでに一般国民の理解しうる範疇を超えており、したがって、違法認識を持たずに違法行為を引き起こし、その結果、不利益を蒙る市民や事業者が膨大にいると思われる。



こうした状況を見た場合に、彼らを「違法行為」として処断することが適切であるか、はなはだ疑問である。

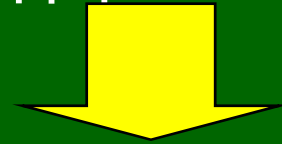
むしろ、意図的かつ悪質な者と彼らを峻別して、摘発よりも指導や誘導、啓発などに力を注ぐべき。

## 4・地域の小さな社会産業をどう見るか？

- 中山間地地域を含む国内の地域社会において、従来の地域の担い手は農協、商工会、観光協会、青年団などだったが、こうした諸団体の低落化に取って代わる小さな産業とその担い手を積極的に支援し、これらの諸活動を法制度的にも整備していくことは喫緊の課題である。
- 地域の小さな産業は、いわゆる観光事業ではなく、人と自然、人と地域社会、人と人が旅行や交流活動を通して出会い、お互いを尊重することで、双方にメリットをもたらすことが主眼であることが多い。  
そのため、観光事業のような利益は生まない代わりに地域社会の誇りを回復することが期待される。

## 5・地域の小さな産業を点、線、面で、法制度を考える。

- 1) 点：民宿、農家レストラン、製造所、直売所などの  
単体施設あるいは複合施設
- 2) 線：道路、河川、鉄道、散歩道、街道のまちなみ  
(景観) 送迎(道路運送法)
- 3) 面：まちづくり 景観条例 建築協定 地区計画  
観光計画 都市計画



### 《法律等の種類》

- 全国→憲法,法律(国会),政令(内閣),省令(担当省),  
告示(法令不足分)通知
- 地方→条例(議会),規則(市町村長),要綱(行政指導),  
例規(窓口での解釈)

## ◆法の不適合に関する要望

現在の社会的状況に合わなくなった法律、そもそもおかしいと思われる法律、事業規模や業務実態に合わない法律を緩和し、一方で、時代の新しい要望に対応できる法律に改正する

## ◆事業者等への法制度問題点の解決策

- 1.農家民宿等やエコ・グリーンツーリズムの開業・営業に関する正しい制度情報の提供。
- 2.新規開業予定者への開業相談、研修、テキストの提供。
- 3.既存の違法営業の農家民宿等の問題点について、実態を把握し、具体的な品質改善策の提案と段階的实施を行う。
- 4.農家民宿等やエコ・グリーンツーリズムの開業・許認可を制度的に支援する専門家を養成する。



# あるエコツーリズム事業NPOの声

- ◆小さな地域への自然の旅や厳しい自然界へのアドベンチャーなプログラムは、そもそも多くのお客さんは来ませんし、また送客されても**受け入れキャパシティも限られます**。ですから、**利益が低い**ので、旅行会社にとってツアーは組むメリットはあまりありません。
  - ◆ところが、**地域住民や個人ガイドが独自に旅程**（宿泊、送迎、プログラム、日程）を組んで不特定多数の人に募集をすると、法的には**旅行業法違反**なのです。車に乗せて送迎する時、お金を取ると今度は**運送業違反**です。いったいどうやって公共交通機関がない、あるいは日に何本しかない公共交通だけの地域でお客様を移動させて案内せよというのでしょうか？ タクシー使って20Kmも走ったらかなり高い値段になりますしね。バスを手配すればこれまた高い。10人くらいを案内するときコストが高くなってしまいます。
  - ◆**ガイド業が旅行業の枠組み、観光振興・経済だけで議論されてしまうと、そこにこの資格制度の矛盾が表出してしま**うのです。だからですね・・・、「北海道アウトドアガイド資格」って、いろいろなアウトガイド業を大きく括ってしまったことに、この制度破たんの根本的原因が潜んでいるんだと思うんですね。
  - ◆私自身は、**自然案内人とか、インタプリター**（地域や自然のことを安全に配慮しながら楽しく学べるお手伝い業）と呼んでもらった方が、しっくりゆくのですが、この制度では、私も「ガイド」なんですね・・・。
- それよりも、小さな地域・田舎に住む私達地域人が、**地域発信型**で、この周辺の田舎旅を**自分で企画して広報・募集してもいいように、規制緩和して欲しい**です。これこそ、北海道特区にしてくださいよ！！ 私のガイド性はそういうアイデンティティなんですから。